

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年5月17日（平成29年（行個）諮問第84号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第157号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私がA労働基準監督署へ平成27年特定月日に受理頂き、その後B労働基準監督署へ移送された筈の特定事業場に係る公益通報に関する調査等の一件書類。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の7欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年11月17日付け山梨局個開第28-39号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。
黒塗りの箇所が多く、事実と異なるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

審査請求人は、平成28年9月20日付け（同日受付）で処分庁に対して法12条1項の規定に基づき本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。

これに対して、処分庁は、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、平成29年2月15日（同月16日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち下記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定労働基準監督署において作成された審査請求人から特定労働基準監督署に対して行われた特定事業場において労働基準法（昭和22年法律第49号）等の違反があったとした申告処理に係る関係書類であり、本件対象保有個人情報は、別表（省略）に掲げる文書番号1ないし5の文書（以下、順に「対象文書1」ないし「対象文書5」という。）である。

このうち、以下に記載する情報は、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

ア 担当官等が作成又は収集した文書（対象文書2の②）

対象文書2の②は、審査請求人個人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び続紙（対象文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳及び申告処理台帳続紙は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

対象文書1の申告処理台帳及び続紙の記載のうち、なお不開示とした部分には、当該事案に対する被申告事業場の見解、労働基準監督官が行った被申告事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されている。

対象文書1の①は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書1の②は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であると認められず、これらの情報を開示すると当該事業場の情報が明らか

かとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書1の②には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態等に関する情報が記載されており、通例として開示しないこととされているものであるため、法14条3号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

さらに、対象文書1の②は、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書1の③には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 担当官等が作成又は収集した文書（対象文書2）

対象文書2のうち、指導票は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督を行った際に、法違反に該当しない事項について指導を行う際に当該事業場に対して交付する指導票の控えである。

対象文書2のうち上記以外の資料は、労働基準監督官が申告処理を行うにあたって、特定事業場から提供された資料等をもとに、担当官が作成した処理方針等が記載されている文書であり、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたも

のであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

対象文書2の③には、被申告事業場の労働者に対する指導内容、是正の期限の情報等が記載されており、これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場の情報が明らかとなり、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、これらの文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定の事業場が労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反等の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであることから、法14条7号イに該当するものである。

加えて、対象文書2の①、⑤及び⑥については、これらの情報が開示されることとなれば、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法14条5号及び7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書2の④及び⑥には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ 監督復命書（対象文書3）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書である。

（ア）監督復命書の「参考事項・意見」欄

対象文書3の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄のうち、なお不開示とした部分には、臨検監督を実施したことにより判明した事実、指導内容、担当官の意見等、所属長に復命するために必要な情報が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な記述であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場の信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、当該文書には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

一方、労働基準法等には、労働基準監督官の臨検を拒み、妨げ、もしくは忌避し、その尋問に対して陳述せず、もしくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者には罰則が設けられているが、これらの規定は、刑事罰による威嚇的効果により臨検監督の実効性を間接的に担保するものであり、直接的又は物理的な強制力を伴うものではない。また、労働基準監督官が、労働基準法等関係法令違反の事案を確認した場合、直ちに強制力を有する司法上の権限を行使するのではなく、まず、当該違反について強制力を有しない行政指導である是正勧告を行い、当該事業場から自主的な改善の報告を受けて当該違反の是正確認を行うなどの方法により、労働基準法等関係法令の履行確保を図ることを基本としている。

このように、労働基準監督官による臨検監督において、事業場の実態を正確に把握し、労働基準法等関係法令違反の事実を迅速に発

見して改善を図らせるため、事業場の任意の協力は不可欠なものである。

このため、これらの情報が開示されることとなれば、特定事業場の関係者が労働基準監督官の実施する臨検監督における行政指導に対して消極的な対応になるとともに、不利益となる情報等が審査請求人に開示された場合の影響等を憂慮するあまり、真実や率直な意見等を述べることを差し控え、また関係資料の提出を拒むなど任意の協力が得られなくなり、その結果、労働基準監督官が行う監督指導業務等において、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、ひいては、労働者の権利を速やかに回復し、その救済を図ることが困難になるおそれがある。

また、これらの情報には、担当官の意見や行政の判断の基礎となる情報が記載されており、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督官の意思決定の経過等が明らかになるため、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分

対象文書3の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、労働基準監督官が認定した事実に基づいた具体的な情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められないことから、これらの記載が開示されることとなれば、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

また、対象文書3の①の監督復命書の「参考事項・意見」欄以外の部分には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

さらに、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事

業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イ及びロに該当することに加え、同条5号及び7号イにも該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書3の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同条ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（対象文書4）

対象文書の4の①及び②には、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報は特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して開示しないことを条件として任意に提供された事業場の実態に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがある。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号イに該当するため、不開示とすることが妥当である。

このほか、対象文書4の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる

情報であり、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

対象文書1の④、2の⑦及び3の③については、法14条各号に定める不開示情報に該当しないため、新たに開示することとする。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「黒塗りの箇所が多く、事実と異なるため」と主張してその開示を求めているが、上記3(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち上記3(3)で開示することとした部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イの規定に基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月1日 審議
- ④ 平成30年11月1日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同月29日 審議
- ⑥ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私がA労働基準監督署へ平成27年特定月日に受理頂き、その後B労働基準監督署へ移送された筈の特定事業場に係る公益通報に関する調査等の一件書類。」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分の

うち、一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表1に掲げる文書に記録された保有個人情報については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、さらに審査請求人を識別できる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

当該部分は、B労働基準監督署の担当官が特定事業場に臨検を行った結果作成した文書であるが、審査請求人の申告事項以外の事項に係る文書であることから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 別表2の7欄に掲げる部分について

ア 通番1並びに通番7の147葉及び160葉ないし168葉

(ア) 当該部分のうち、通番1は、B労働基準監督署への移送直前のA労働基準監督署における当該申告案件の完結区分が記載されており、原処分で開示されている「処理経過」欄の記載から明らかである。

当該部分のうち、通番7の147葉、160葉、161葉、163葉、164葉及び166葉ないし168葉は、B労働基準監督署が審査請求人に対して連絡を取るために複数回行った通知についての各通知案であり、原処分では「処理経過」欄において、これらの通知を発することとしたい旨が開示されており、また、原処分が開示されている審査請求人が受け取ったとされる成案の通知と同様の内容である。

また、当該部分のうち、通番7の162葉は、B労働基準監督署から審査請求人へ発出した郵便物について、届け済みである旨の配達状況の検索結果であり、通番7の165葉は、B労働基準監督署から審査請求人へ発出した郵便物の封筒の表書きであり、宛先の住所、氏名、差出人のB労働基準監督署名等が記載されている。

(イ) 上記(ア)から、当該部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行

う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番7（上記アを除く。）

当該部分は、B労働基準監督署における本件申告処理事案の概要や今後の対応等について山梨労働局へ報告してよいかの伺い文及びB労働基準監督署から山梨労働局に行った疑義照会に係る送り状の案であり、これを開示しても、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条5号及び7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番2

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄における、事業場に臨検した旨の記載及びB労働基準監督署から本省に行った疑義照会が未回答である旨の記載であり、それぞれ、原処分が開示されている申告処理台帳続紙の「処理方法」欄の内容及び「処理経過」欄の審査請求人への連絡内容から明らかであり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものにも該当しない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番9

当該部分は、監督復命書の「労働者数」欄の空欄部分及び「違反法条項・指導事項等」欄の左欄の「No.」欄であり、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれ、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。また、行政機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものにも該当しない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

通番3は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名又は氏名であり、通番6は、B労働基準監督署から特定事業場への指導文書に記載された同事業場の職員の職氏名であり、通番10は、監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された特定事業場の職員の職氏名であり、いずれも、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、通番3、通番6及び通番10は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

通番8は、本件申告事案に関するB労働基準監督署の対応方針、見解等が記載されており、これを開示すると、申告処理における調査の手法が明らかになり、労働基準監督機関の行う検査等の事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

通番11は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、これを開示すると、特定事業場を始めとする事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、通番8及び通番11は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ並びに7号イ該当性について

通番5は、B労働基準監督署から特定事業場への指導文書における改善報告の期日及び「記」欄の記載並びに指導案に関する内容であり、特

定事業場の内部管理に関する情報等が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性について

(ア) 通番2、通番4、通番9のうち「労働者数」欄の「全体」欄、「労働組合」欄、「週所定労働時間」欄、「署長判決」欄並びに「参考事項・意見」欄の2行目1文字ないし3行目30文字目及び5行目17文字目ないし最終文字目並びに通番12

a 当該部分のうち、通番2は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載であり、当該事案に対する特定事業場の見解、労働基準監督官が行った特定事業場に対する指導内容、担当者の意見、処理方針等が記載されており、また、通番4は、B労働基準監督署の対応方針、上部機関とのやり取り等の内容が記載されており、いずれも、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

b 当該部分のうち、通番9は、監督復命書の記載内容であり、このうち、「労働者数」欄の「全体」欄、「労働組合」欄及び「週所定労働時間」欄は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した特定事業場の内部情報であり、また、審査請求人が特定事業場を退職した日以降の情報であることから、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

c 当該部分のうち、通番12は、特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書であり、これを開示すると、特定事業場を始めとする事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となるなど、労働基準監督機関の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

d したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とするこ

とが妥当である。

(イ) 通番 9 のうち「参考事項・意見」欄（上記（ア）を除く。）及び「違反法条項・指導事項等」欄並びに「是正期日」欄

当該部分について、諮問庁は、法 5 条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに該当すると説明するが、当該部分は、上記 2 において、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと判断した情報と同様の内容が記載されており、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないものと認められる。

したがって、当該部分を不開示としたことは、結論において妥当である。

オ 法 1 4 条 5 号及び 7 号イ該当性について

通番 1 は、申告処理台帳の完結区分、参考となる事項及び処理結果に関することが記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、通番 1 は、法 1 4 条 7 号イに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 1 2 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法 1 4 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表 2 の 7 欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条 2 号、3 号イ及び 7 号イに該当すると認められるので、同条 3 号ロ及び 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることは結論において妥当であるが、別表 2 の 7 欄に掲げる部分は、同条 3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

別表 1

1 諮問庁が保有個人情報の非該当を主張する部分		2 保有個人情報該当性
文書番号	該当部分	
文書番号 2 の②	1 1 3 葉の全て	該当しない。

別表 2

1 文書番号	2 対象文書名	3 葉	4 通番	5 不開示部分	6 該当条文 (法 14 条該当号)					7 開示すべき部分
					2 号	3 号イ	3 号ロ	5 号	7 号イ	
1	申告処理台帳及び続紙	1 葉ないし 1 0 7 葉, 1 0 9 葉ないし 1 1 1 葉, 1 7 1 葉	1	① 1 葉の「完結区分」欄, 2 葉の 2 行目ないし 4 行目, 1 1 1 葉の「処理経過」欄の 1 行目及び 2 行目 1 7 1 葉の「完結区分」欄				○	○	1 7 1 葉の「完結区分」欄の全て
			2	② 4 2 葉の「処理経過」欄, 4 3 葉の処理経過 1 行目ないし 2 2 行目, 4 5 葉の「処理経過」欄の 7 行目, 8 行目 2 文字		○	○	○	○	4 2 葉の「処理経過」欄の 1 行目 1 0 文字目ないし 2 1 文字目

				目ないし 2 9 文字目, 9 行目 3 1 文字目ない し 1 0 行目 1 3 文字目 及び 1 3 行 目 3 0 文字 目ないし 2 1 行目, 4 6 葉の「処 理経過」欄 の 3 行目 2 文字目ない し 4 行目 9 文字目, 5 行目 5 文字 目ないし 2 3 文字目, 9 行目 2 7 文字目ない し 1 0 行目 1 2 文字目 及び同 2 5 文字目ない し 3 8 文字 目, 4 7 葉 の「処理経 過」欄の 9 行目 2 7 文 字目ないし 1 0 行目 4 文字目, 5 0 葉, 5 1 葉及び 5 2 葉の「処理 経過」欄,					5 0 葉 の「処 理 経 過」欄 の 1 行 目 1 0 文字目 ないし 1 9 文 字目 7 8 葉 の「処 理 経 過」欄 の 5 行 目 1 0 文字目 ないし 2 1 文 字目 8 3 葉 の「処 理 経 過」欄 の 1 行 目 1 0 文字目 ないし 2 4 文 字目 9 7 葉 の「処 理 経 過」欄 の 1 行 目及び 2 行目
--	--	--	--	---	--	--	--	--	---

				<p>5 3 葉の「処理経過」欄の21行目, 55葉の「処理経過」欄の1行目ないし7行目, 57葉, 58葉及び59葉の「処理経過」欄, 61葉の「処理経過」欄の1行目, 2行目, 5行目ないし9行目, 14行目ないし27行目, 29行目, 30行目, 62葉の「処理経過」欄の5行目ないし27行目, 63葉の「処理経過」欄の25行目ないし29行目, 64葉の「処理経過」欄の13行目ない</p>						<p>9 8 葉の「処理経過」欄の1行目及び2行目</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

				し 2 8 行 目, 6 5 葉 の「処理経 過」欄の 5 行目ないし 7 行目, 6 6 葉, 6 7 葉の「処理 経過」欄, 6 8 葉の 「処理経 過」欄の 1 行目ないし 2 7 行目, 7 1 葉の 「処理経 過」欄の 1 3 行目以 降, 7 2 葉 の「処理経 過」欄の 1 行目ないし 3 行目, 7 3 葉の「処 理経過」欄 の 9 行目な いし 2 7 行 目, 7 4 葉 の「処理経 過」欄の 9 行目ないし 1 7 行目, 7 8 葉の 「処理経 過」欄の 1 行目ないし 3 行目及び					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>5 行目以降, 79 葉の「処理経過」欄の 1 行目ないし 27 行目, 81 葉の「処理経過」欄の 17 行目ないし 22 行目, 82 葉の「処理経過」欄の 9 行目及び 10 行目, 83 葉の「処理経過」欄, 84 葉の「処理経過」欄の 1 行目ないし 25 行目, 85 葉の「処理経過」欄の 5 行目ないし 11 行目, 86 葉の「処理経過」欄の 13 行目ないし 16 行目, 89 葉の「処理経過」欄の 13 行目以</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				降, 90葉の「処理経過」欄の1行目ないし16行目, 97葉及び98葉の「処理経過」欄の1行目及び2行目, 106葉の「処理経過」欄の17行目ないし22行目及び26行目7文字目ないし12文字目, 107葉の「処理経過」欄の1行目, 5行目ないし24行目並びに109葉の「処理経過」欄の1行目, 2行目, 29行目以降						
			3	③44葉の「処理経過」欄の1行目8文字目ないし11文字目,	○					

				<p>4 5 葉 の 「 処 理 経 過 」 欄 の 1 行 目 1 5 文 字 目 , 1 6 文 字 目 及 び 1 9 文 字 目 な い し 2 2 文 字 目 , 5 行 目 1 6 文 字 目 な い し 1 9 文 字 目 , 9 行 目 1 6 文 字 目 な い し 1 9 文 字 目 並 び に 1 3 行 目 1 6 文 字 目 な い し 1 9 文 字 目 , 4 6 葉 の 「 処 理 経 過 」 欄 の 1 行 目 1 6 文 字 目 な い し 1 9 文 字 目 , 9 行 目 1 3 文 字 目 な い し 1 6 文 字 目 , 1 0 行 目 2 1 文 字 目 及 び 2 2 文 字 目 並 び に 1 2 行 目 4 文 字 目 及 び 5 文 字 目 , 4 7 葉 の 「 処</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>理経過」欄 の 9 行目 1 7 文字目な いし 20 文 字目, 6 2 葉の「処理 経過」欄の 1 行目 8 文 字目ないし 1 1 文字 目, 6 3 葉 の「処理経 過」欄の 9 行目 1 6 文 字目ないし 1 9 文字 目, 1 3 行 目 1 7 文字 目ないし 2 0 文字目, 1 7 行目 1 6 文字目な いし 1 9 文 字目及び 2 1 行目 1 4 文字目ない し 1 7 文字 目, 6 4 葉 の「処理経 過」欄の 1 行目 1 6 文 字目ないし 1 9 文字 目, 5 行目 1 3 文字目 ないし 1 6 文字目及び</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

				<p>9 行目 1 6 文字目ない し 1 9 文字 目, 7 0 葉 の「処理経 過」欄の 2 9 行目 1 7 文字目ない し 2 0 文字 目, 7 1 葉 の「処理経 過」欄の 1 行目 1 7 文 字目ないし 2 0 文字 目, 7 4 葉 の「処理経 過」欄の 5 行目 8 文字 目ないし 1 1 文字目及 び 8 1 葉の 「処理経 過」欄の 1 行目 1 6 文 字目ないし 1 9 文字 目, 5 行目 8 文字目な いし 1 1 文 字目, 9 行 目 1 7 文字 目ないし 2 0 文字目及 び 1 3 行目 1 6 文字目</p>					
--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

				ないし 19 文字目						
				④ 61葉の 「処理経過」欄の3 行目及び4 行目, 10 行目ないし 13行目, 28行目, 31行目及 び32行 目, 78葉 の「処理経過」欄の4 行目, 79 葉の「処理 経過」欄の 29行目並 びに81葉 の「処理経過」欄の2 3行目及び 24行目	新たに開示					
2	担当官 等が作 成又は 収集し た文書	108 葉, 17 6葉, 1 77葉, 187 葉, 20 3葉, 2 07葉, 217 葉, 34 7葉	4	① 対象文書 全体		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
		113葉		② 対象文書 全体	保有個人情報非 該当					

	1 1 4 葉, 1 8 8 葉ない し 1 9 0 葉, 2 0 4 葉及び 2 0 6 葉, 2 0 8 葉ない し 2 1 0 葉, 2 1 8 葉ない し 2 2 0 葉, 3 4 8 葉ない し 3 5 0 葉	5	③ 1 1 4 葉 の改善報告 の期日及び 「記」欄, 1 8 8 葉な いし 1 9 0 葉, 2 0 4 葉及び 2 0 6 葉, 2 0 8 葉ないし 2 1 0 葉, 2 1 8 葉な いし 2 2 0 葉, 3 4 8 葉ないし 3 5 0 葉		○	○		○	
	1 1 4 葉	6	④ 1 1 4 葉 右下の職名 と氏名が記 載された箇 所	○					
	1 3 9 葉, 1 4 7 葉, 1 6 0 葉な いし 1 6 8 葉, 1 7 5 葉	7	⑤ 1 3 9 葉 上部の手書 き部分, 1 4 7 葉, 1 6 0 葉ない し 1 6 8 葉, 1 7 5 葉上部の決 裁欄を除い た部分				○	○	全て
	1 1 6 葉 ないし 1 3 8 葉, 1 8 3 葉 ないし 1	8	⑥ 1 1 6 葉, 1 2 1 葉, 1 2 5 葉, 1 3 1 葉, 1 3 4	○	○	○	○	○	

		8 6 葉, 1 9 9 葉 ないし 2 0 2 葉, 2 1 1 葉 ないし 2 1 6 葉, 3 4 2 葉 ないし 3 4 6 葉		葉, 1 8 3 葉及び 2 1 4 葉表面上 部の決裁欄 を除いた対 象文書全体						
		1 1 6 葉, 1 2 1 葉, 1 2 5 葉, 1 3 1 葉, 1 3 4 葉, 1 7 5 葉, 1 8 3 葉 及び 2 1 4 葉表面		⑦ 文書上部 の決裁欄	新たに開示					
3	監督復 命書	1 1 2 葉	9	① 「労働者 数」左欄 1 枠目ないし 6 枠目及び 右欄, 「労 働組合」 欄, 「週所 定労働時 間」欄, 「署長判 決」欄, 「参考事 項・意見」 欄 2 行目 ないし 5 行 目, 「N		○	○	○	○	「労働 者数」 左欄 1 枠目な いし 6 枠目及 び右欄 2 枠目 ないし 6 枠目 「 N o . 」 欄

				○。」欄， 「違反法条 項・指導事 項等」欄及 び「是正期 日」欄1枠 目						
			10	②「面接者 職氏名」欄	○					
				③「労働者 数」欄左側 の7枠目	新たに開示					
4	特定事 業場か ら労働 基準監 督署へ 提出さ れた文 書	1 1 5 葉， 1 7 8 葉ない し 1 8 2 葉， 1 9 1 葉表 面， 1 9 6 葉表 面， 1 9 7 葉， 1 9 8 葉， 2 2 1 葉， 2 2 2 葉裏面 ないし 2 3 1 葉表 面， 2 3 3 葉裏 面， 2 3 4 葉裏 面， 2 3 5 葉表 面， 2 3 9 葉表 面， 2 4	11	①対象文書 全体	○	○	○	○	○	

		6 葉 裏 面, 2 4 9 葉 ない し 2 5 1 葉, 2 6 1 葉, 2 6 3 葉 ない いし 2 6 5 葉, 2 8 9 葉, 2 9 5 葉, 2 9 8 葉, 3 0 6 葉, 3 0 9 葉, 3 1 3 葉, 3 2 1 葉 ない いし 3 3 5 葉, 3 7 1 葉, 3 8 6 葉 ないし 3 9 3 葉, 3 9 5 葉 ないし 3 4 1 葉, 3 5 1 葉 ないし 3 5 3 葉, 3 5 6 葉 ないし 3 6 3 葉, 3 6 8 葉 及び 3 7 0 葉							
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		1 7 9 葉, 1 9 1 葉裏面 ないし 1 9 5 葉, 1 9 6 葉 裏面, 2 2 2 葉表 面, 2 3 1 葉裏面 ないし 2 3 3 葉表 面, 2 3 4 葉表 面, 2 3 5 葉裏面 ないし 2 3 8 葉, 2 3 9 葉 裏面ない し 2 4 6 葉表面, 2 4 7 葉, 2 4 8 葉, 2 5 2 葉な いし 2 6 0 葉, 2 6 2 葉, 2 6 6 葉 ないし 2 8 8 葉, 2 9 0 葉 ないし 2 9 4 葉, 2 9 6 葉, 2 9	1 2	②対象文書 全体		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
--	--	---	-----	-------------	--	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	--

		7 葉, 2 9 9 葉な いし 3 0 5 葉, 3 0 7 葉, 3 0 8 葉, 3 1 0 葉ない し 3 1 2 葉, 3 1 4 葉ない し 3 2 0 葉, 3 3 6 葉ない し 3 7 0 葉, 3 7 2 葉ない し 3 8 5 葉, 3 9 4 葉, 3 5 4 葉な いし 3 5 5 葉, 3 6 4 葉な いし 3 6 7 葉, 3 6 9 葉及 び 3 7 1 葉ないし 3 7 9 葉								
5	審査請 求人が 提出し た資料	3 8 0 葉 ないし 8 5 4 葉		対象文書全 体	全面開示					